

## 教育フォーラム

教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ ☎ 27-2494  
(青少年センター内)

小中一貫教育について語り合いませんか。

**と き** 8月6日(月)13時30分～16時20分 **と ころ** 総合福祉センター **参加費** 無料

※参加希望者は8月2日(木)17時30分までにお申し込みください。

第1部 講演 13時45分～14時55分  
〔小中一貫教育の取り組みとその可能性〕

講師：北海道教育大学釧路校 教授 内山隆氏  
(附属釧路小学校校長)



講師プロフィール

平成27年から白糠町小中一貫教育アドバイザーとして、義務教育学校「庶路学園」の立ち上げや白糠町全町として取り組んでいる小中一貫教育の推進に関わる。

さらに、本町の小学生が使っている社会科の教科書の著者の一人であるとともに、幼稚園教育にも造詣が深く、著書に「子どもの学びに着目した幼小連携」などがあります。

第2部 ワークショップ 15時5分～16時20分  
〔厚真町の小中一貫教育について語り合う〕

コーディネーター：厚真中学校 校長 沢川賢一氏  
助言：北海道教育大学釧路校 教授 内山隆氏

こんなことを語り合しましょう

- ・厚真の子(我が子)のよさや課題など、厚真の子のありのままの姿
- ・厚真の子(我が子)をこう育てたい、こんなところをもっと伸ばしたいといった、めざす子どもの姿
- ・めざす厚真の子(我が子)を育てる手立てとして、できそうなこと、講演で話された小中一貫教育への期待など

## 変質者から子どもを守りましょう

教育委員会 生涯学習課 社会教育グループ ☎ 27-2495  
(青少年センター内)

子どもたちの安全確保のため、のぼりを掲揚しています。

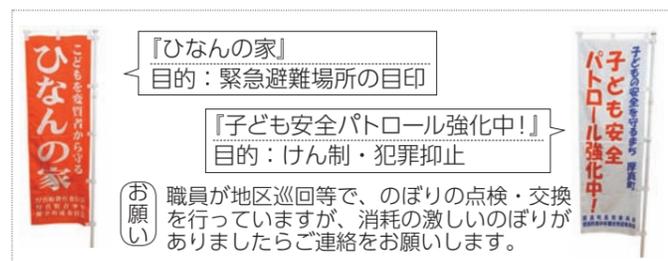
児童・生徒が被害に遭うなどの痛ましい報道があとを絶ちません。交通事故はもちろん、不審者など、子どもたちの周りにはさまざまな危険が潜んでいます。

子どもたちを犯罪や事故から守り、みんなが安心して地域の中でのびのびと生活できるよう、緊急避難場所の目印となるのぼりを町内適所に設置・掲揚しています。

学校、家庭、地域、町が一体となって防犯意識を高め、協力して取り組むことが極めて重要です。地域全体で子どもの安全を守るために、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

子どもが助けを求めてきたら…

- ① 子どもを優しく保護してください
- ② 何があったかを子どもに確認してください  
(変質者に襲われた、声をかけられた、つきまとわれた、車に誘われたなど)
- ③ 110番に通報してください  
(事情を確認して警察に通報してください)
- ④ 警察が到着するまで保護してください  
※家の電話番号がわかれば保護者に連絡してください。  
※協力者の安全のため、変質者などを追いかけることはやめてください。



## 夏季休業中の学校閉庁日

教育委員会 生涯学習課 学校教育グループ ☎ 27-2494  
(青少年センター内)

町内小中学校は夏季休業中に学校閉庁日を設けます。この期間、学校には教職員が不在になります。

- 学校閉庁日  
8月13日(月)～15日(水)の3日間
- 学校閉庁日を設ける目的
  - ・教職員の心身の健康増進および休暇取得の推進(ワーク・ライフ・バランスの向上)
  - ・夏季期間における省エネルギーの推進
  - ・緊急時の場合は、学校が提示する連絡先または教育委員会学校教育グループに連絡してください。
  - ・部活動も、特別な事情がある場合を除き、原則実施しません。
  - ・閉庁日は学校プール、学校開放による体育館が使用できません。
  - ・冬季休業中の平成31年1月4日(金)も閉庁日となります。

## 合同墓の設置

町民福祉課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

多くの方々の焼骨を一つのお墓と一緒に埋葬する「合同墓」を設置しました。



- 場 所 中央霊園内(宇隆387)
- 使 用 料 お骨1体につき1万円  
※申請時以外は使用料・管理料はかかりません。
- 提出書類 墓地使用願・埋葬申告書
- ・合同納骨施設に骨壺のまま埋葬することができますが、5年を経過後、骨壺からお骨を取り出し、合同墓に納骨します。
- ・一度納骨するとお骨が混在するため、後からお骨を取り出すことはできません。

## ヒグマ講習会

産業経済課 農林業グループ ☎ 27-2419

多くの目撃情報が寄せられているヒグマの基礎的な生態や対策などについて学ぶ講習会を開催します。

近年、多くのヒグマ目撃情報が町に寄せられています。遠くにいるようで、意外と近くにいるヒグマに対し、どのように関わっていくのが良いか考えるために、専門家をお招きして、基礎的な生態や対策などについて学ぶ講習会を開催します。参加費は無料で申し込みは不要です。



- 日時  
7月24日(火) 18時30分～20時(受付18時～)
- 会場  
総合ケアセンターゆくり 2階介護実習室
- 講師  
NPO法人EnVision 環境保全事務所  
早稲田宏一氏

## 経営強化促進補助金

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした取り組みに必要な経費を補助します。

- 対象者  
町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない商工業者  
個人事業者…町内に事業者を有している方  
法人…町内に事業者等を有している中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業に限る)
- 補助対象事業  
①施設の増改築または改修事業  
②新製品または新技術の試験・研究・開発事業  
③ICT化支援事業  
④新分野事業への拡大事業
- 補助率  
資本金1,000万円以下▷2分の1  
資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1
- 補助金額  
下限25万円 上限200万円
- 申込期限  
8月8日(水)まで
- 申し込み  
町商工会 ☎27-2456
- ※その他の条件等は町商工会までお問い合わせください。



## めぐるくん利用対象者

町民福祉課 福祉グループ ☎ 26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

循環福祉バス「めぐるくん」の利用対象者を拡充しました。

町循環福祉バス運行条例の一部改正により、めぐるくんの利用対象者が次のとおり変更されました。



- 利用対象者  
①町内に住所を有する者のうち、市街地(京町、表町、本町、錦町地区)以外に住所を有する者
  - 追加 ②市街地に住所を有する者のうち、市街地を除く地域に本人またはその同一世帯員が所有する住居を有する者
  - 追加 ③町外に住所を有する者で、町内の市街地を除く地域に本人またはその同一世帯員が所有する住居を有する者
- ②の解説▷市街地にお住まいの方でも、市街地以外に住居をお持ちで、その住居を定期的使用・管理するために移動する場合に限り、利用できるようになりました。(住居以外を目的地とする移動には利用できません。)
- ③の解説▷町外にお住まいの方でも、町内の市街地以外に住居をお持ちの方は利用できるようになりました。

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601  
町民福祉課 町民生活グループ ☎26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

## 後期高齢者医療制度

平成30年度の保険料のお支払いと保険証(被保険者証)の一斉更新について

平成30年度の保険料について、7月に個別にお知らせします。

### ◇ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、町民福祉課町民生活グループへお申し出ください(本人の保険証、通帳、お届け印を持参してください)。口座振替に切り替わる時期は、お申し出の時期により異なります。  
税申告の際の社会保険料控除は、お支払いする方に適用されます(年金からのお支払いの場合、本人が対象になります)。

### ◇ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、町民福祉課町民生活グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

### ◇ 保険証(被保険者証)が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日(火)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は1年間です。  
7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、**桃色の保険証**をご使用ください。  
紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、町民福祉課町民生活グループまでお申し出ください。



新しい保険証は  
桃色です

### ◇ 減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日(火)で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期間は保険証と同じく1年間です。  
引き続き交付対象に該当する方は7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日(水)からは水色の減額認定証をご使用ください。  
新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認の上、町民福祉課町民生活グループへ申請してください。



新しい減額認定証は  
水色です

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

### ◇ 医療費通知を全受診者へ送付します

広域連合では被保険者の皆さまの医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、対象期間に医療機関等を受診した全ての被保険者の皆さまへ送付します。発送日は、9月下旬と3月下旬の年2回です。

※確定申告(医療費控除)の際の証明としては使用できません。  
※この通知は皆さまの受診状況についてお知らせするもので請求書ではありません。

<医療費通知イメージ>

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H29年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H29年2月	〇〇薬局	調剤	1	10,000	1,000
合計				2,8000	2,800

### 医療費通知の活用について

- 医療費の推移が一目でわかるため、ご自身の健康状態の把握や健康管理に活用できます。
- 健康診査など、皆さまの健康保持・増進に役立つ情報をお知らせします。
- 診療日数等に間違いがないか確認しましょう。

## 介護サービスの利用者負担の変更

町民福祉課 福祉グループ ☎26-7872  
(総合ケアセンターゆくり内)

介護サービス利用時の自己負担割合が変更されます。

これまで、第1号被保険者(65歳以上の方)が介護サービスを利用した際の自己負担割合は、前年所得が一定基準を超える方は2割、それ以外の方は1割でした。8月からは、一定以上の所得のある人の自己負担割合が3割になります。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)、住民税非課税者、生活保護受給者は右記条件に関わらず1割負担です。

※今回の見直しに伴い、介護保険料に滞納があった場合の介護サービス利用の負担割合も、従来の3割から4割に上がります。



### 3割負担

本人の合計所得が220万円以上で、下記①②のどちらかに該当する方

- ① 単身世帯の場合  
本人の年金+その他の所得が340万円以上
- ② 2人以上の世帯の場合  
世帯の年金+その他の所得が463万円以上

### 2割負担

本人の合計所得が220万円以上で、上記①②に該当しない方、または、本人の合計所得が160万円以上220万円未満で、下記③④のどちらかに該当する方

- ③ 単身世帯の場合  
本人の年金+その他の所得が280万円以上
- ④ 2人以上の世帯  
世帯の年金+その他の所得が346万円以上

### 1割負担

本人の合計所得が160万円以上220万円未満で、上記③④に該当しない方、または本人の合計所得が160万円未満の方

## 国民健康保険証の更新

町民福祉課 町民生活グループ ☎26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

8月1日から国民健康保険の保険証(被保険者証)が更新されます。

現在お使いの国民健康保険証は、有効期限が平成30年7月31日となっています。  
8月1日からお使いいただく保険証は、世帯主様宛に世帯全員分を同封して7月中旬以降に郵送します。

### ○ポストに投函されません

簡易書留郵便にて郵送しますので、配達時にご不在の場合は、ポストに保険証は投函されません。「郵便物のお預かりのお知らせ」に書かれた方法でお受け取りください。

なお、保険手続で申請等が必要となる方は別途お知らせしますので、手続き等につきまして、よろしくお願いたします。

一定期間が経過しても保険証が届かない場合は、町民福祉課町民生活グループまでご連絡ください。

※高齢受給者証、限度額認定証、後期高齢者医療保険証の有効期限も7月31日(火)までとなっています。

### ○保険証の有効期限

新しい保険証の有効期限は、平成31年7月31日(水)までになります。  
※今回送付する保険証は国保制度改正に伴い、高齢受給者証と一体化となったため、有効期間は1年間です。  
※後期高齢者医療保険に変更になる方等、特別な場合は有効期限が変更となります。

### ○有効期限の切れた保険証

平成30年8月1日(水)以降は使用できませんので、上厚真支所または町民福祉課に返却するか、はさみで切るなどして処分願います。

